（支局の首席審査官の職務）

第十五条　［略］

2　東京入国管理局成田空港支局、東京入国管理局羽田空港支局、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局中部空港支局及び大阪入国管理局関西空港支局に置く首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京入国管理局成田空港支局	［略］	［略］
	第一審査担当から第十二審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一審査担当から第十二審査担当が分担する事務を除く。）
	情報管理担当	第七条第一項第二十七号及び第二十八号に掲げる事務（第一審査担当から第十二審査担当が分担する事務を除く。）
東京入国管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当が分担する事務を除く。）
東京入国管理局横浜支局	就労・永住審査担当	第七条第一項第十二号から第十四号まで、第十六号及び第二十六号から第二十八号までに掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務

（支局の首席審査官の職務）

第十五条　［同上］

2　東京入国管理局成田空港支局、東京入国管理局羽田空港支局、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局中部空港支局及び大阪入国管理局関西空港支局に置く首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京入国管理局成田空港支局	［同上］	［同上］
	第一から第十二審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	第一及び第二審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第十二審査担当が分担する事務を除く。）
	情報管理担当	第七条第一項第二十七号及び第二十八号に掲げる事務（第一から第十二審査担当が分担する事務を除く。）
東京入国管理局羽田空港支局	審査管理及び第一から第三審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第三審査担当が分担する事務を除く。）
東京入国管理局横浜支局	就労・永住審査担当	第七条第一項第十二号、第十三号、第十四号、第十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務